平成２０年６月２７日

内 部 監 査 報 告 書

（監査事項：危機管理体制）

Ⅰ　監査実施の概要

１．監査目的

・危機管理方針及び危機管理計画の策定状況の検証
・危機管理体制の整備状況の検証
・リスクの洗い出しと評価の実施状況の検証
・危機管理のための教育・啓蒙活動の実施状況の検証
・危機発生時のための具体的な対策の取組状況の検証

２．監査対象部局

附属図書館、医学分館、病院、文学研究科、教育学研究科、
法学研究科、経済学研究科、理学研究科、医学系研究科、
歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、
国際文化研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、
金属材料研究所、加齢医学研究所、流体科学研究所、
電気通信研究所、多元物質科学研究所、東北アジア研究センター
情報シナジー機構、サイクロトロン・ラジオアイソトープセンター

計 24 部局

３．監査実施期間

調査票提出期限：平成２０年２月２９日

４．主な監査手続

アンケート調査票及び関係書類等による書面監査

Ⅱ　監査結果の要約

１．全般的所見

（１）危機管理方針及び危機管理計画の策定状況

大規模災害など危機が、いつ発生するかは分からない。そのため、危機は発生しないかも知れないものという考えが支配的になれば、危機に備えることは無駄という意識が強くなり、逆に、危機は明日起きても不思議はないものという考えが支配的であれば、危機への備えも真剣なものとなる。従って、危機に対する部局としての考え方や姿勢などを明らかにして、機会のあるたびに教職

員等に呼びかけることによって、危機管理に対する意識を常に高めておくことが重要である。

また、危機管理のためには、被害を抑止したり、軽減するさまざまな対策を講じなければならず、「国立大学法人東北大学災害対策規程」第５条に規定されている防災活動を中心として計画的に実施することが必要である。

このため、危機管理方針及び危機管理計画の策定状況を監査した。

先ず、危機管理方針については、大部分の部局では、危機管理に係る規程等の中に例えば「火災を未然に防止するとともに、火災・地震その他の災害による被害を最小限にとどめる」のような危機管理の目的等（部局によっては教職員等の心得や行動基準）を規定している程度に止まり、上記のような教職員等の意識に訴えかける方針等は盛り込まれていなかった。

必ずしも意識的に危機管理方針として掲載したものではないと考えられるが、工学研究科の「災害対応危機管理マニュアル」の「はじめに」の文章（次頁の**【例１】**参照）や、薬学研究科の「災害対策マニュアル」の「はじめに」の文章は、危機に対する部局としての考え方や姿勢などが明らかにされており、他の部局にも参考となる。また、本監査において想定している危機管理マニュアルとは種類が異なるが、多元物質科学研究所の「安全マニュアル」の「多元研安全マニュアルの発行に寄せて」の文章（次頁の**【例２】**参照）も、部局長自らが安全（危機管理）に対する考え方などを教職員等に対して強く訴えかけており、大いに参考となるものと考える。

このような危機管理方針を明らかにしていない部局にあっては、上記の例を参考としながら部局としての危機管理方針を整理・検討し、危機管理マニュアル等に掲載したり防災教育において説明するなど教職員等に明らかにしておくことが望まれる。

次に、危機管理計画については、監査を実施した全 24 部局のうち 11 部局は何ら危機管理に係る計画を策定していなかったが、中には、防災対策委員会などの危機管理推進組織において防災計画等を審議・策定することになっているにも関わらず未策定の部局もあった。

その他の部局では、中期計画や年度計画に危機管理に係る計画を盛り込んだり、消防計画に基づいて危機管理に係る主要な対策を実施するなどしていたことから、危機管理計画を未策定の部局においても、これらの事例も参考に危機管理計画を策定し、必要な対策を着実に実施することが望まれる。

【例１】工学研究科『災害対応危機管理マニュアル』「はじめに」より抜粋

現在、今後 30 年以内に発生する大規模地震（震度６～７クラス）の震源域として、宮城県沖（マグニチュード 7.5 前後、発生確率 99%）、宮城県沖海溝寄り（マグニチュード 7.7 前後、発生確率 70%から 80%）の２つが報道等で伝えられている。これらの震源域で同時に地震が発生した場合は、マグニチュード 8.0 の巨大地震、もしくは連鎖反応で大規模地震が２回連続で発生する可能性があることも伝えられている。平成 16 年と 17 年に発生した新潟県中越地震、福岡県西方沖地震及び 8.16 宮城地震等から、震度６相当の地震は日本全国何処で発生してもおかしくない状況である。

大規模地震が発生した直後は、自分の安全を確保することが優先となり、その直後は、火災等の２次災害の防止や負傷者の救出等の活動が必要となる。さらに大規模地震発生後数時間以内には、周囲の状況が確認できる段階で教職員・学生の安否確認、建物等の損壊状況の確認、負傷者の手当、病院への搬送等の復旧・復興活動を行わなければならない。これらの大規模地震に対応した諸活動の方法は、地震発生時期が①就業・就学中の昼間、②夜間・休日、③通勤、通学中等によりそれぞれ異なる。また、本事業場は青葉山の中腹に位置するため、仙台市内へ通ずる道路、電気・ガス・水道のライフラインが寸断される可能性があり、寸断された場合の復旧作業は、仙台市内の病院や老人施設から優先される一方、救急車・消防車は台数に限りがある。すなわち、仙台市内全域で被害がある場合は、青葉山地区の救援活動は遅滞し、かつ周辺から孤立した状況で行わざるを得ないことも想定される。

このような大規模地震等の災害に備えて、（以下、省略）

【例２】多元物質科学研究所『安全マニュアル』「多元研安全マニュアルの発行に寄せて」より抜粋

（省略）

安全に対する考えを徹底するには、課題も多い。それは、法人化前後の安全衛生に対するソフトとハード両面における様々なギャップがあるからである。前者については、一人ひとりの意識改革を進めており、そのための理想のスローガンとして、”学生を含む全員が安全衛生委員であるべし”とした。一方、後者では資金を要するなど直ぐには対応できないところもあるが、優先順位をつけて整備を進めている。”事故ゼロ”を目指さなければならないし、怪我のない職場環境にしなければならない。しかし、現実は”万が一”があり、”絶対安全”は少ない。それを限りなく理想に近づけるには日ごろからの心構えと備えが必要である。事故や怪我の要因を明確にし、運悪く起こった事例の掲示や情報の共有などは再発防止に有効である。訓練・体験が功を奏するし、事故・被害が起こったことを想定した被害の最小化や善後策も心得ておくと便利である。

（以下、省略）

（２）危機管理体制の整備状況

危機を乗り切るためには、あらかじめ、危機管理に係る規程等を制定し、危機管理を担当する責任者を任命し、危機管理を推進する組織を設置するなど、危機に対応するための体制を整備しておく必要がある。

このため、危機管理体制の整備状況を監査した。

先ず、危機管理に係る規程等については、大部分の部局において災害対策に係る規程が制定されていたが、全く制定されていない部局が２部局あり、主に火災を想定した防火管理に係る規程が制定されているに止まる部局が４部局あった。

次に、平時より危機管理を推進する組織については、多くの部局において災害対策に係る委員会または安全衛生委員会が部局長を責任者として危機管理を推進していたが、全く組織が無い部局が１部局あり、主に火災を想定した防火対策に係る委員会が設置されているに止まる部局が２部局あった。

さらに、「国立大学法人東北大学災害対策規程」第５条には、「当該事業場の職員のうちから担当者を定め、職員等に対し、防災のための活動として次に掲げる事項を実施するものとする」と規定されており、日常的に防災活動を実施する担当部署を定めておく必要があるが、定めていない部局が 14 部局あった。

特に、「国立大学法人東北大学災害対策規程」第５条に定められている担当者は、各部局における危機管理に係る活動の中心的な担い手となることから、未だ定めていない部局では、速やかに検討し、定める必要がある。

（３）リスクの洗い出しと評価等の実施状況

「国立大学法人東北大学災害対策規程」第５条第２号に規定されているような危機管理に必要な対策を実施するためには、リスクの識別・洗い出しを行うとともに、予想されるリスクを評価し、重大なリスクから優先して対応に当たる必要がある。

このため、リスクの洗い出しと評価等の実施状況を監査した。

その結果、12 部局では、安全・衛生管理者等の巡視の際に、地震等のリスクを洗い出すための調査を併せて行っていたが、その他の部局では、特に何も実施していなかったことから、上記 12 部局の事例も参考としながら災害等に係るリスクの洗い出しや評価の実施を検討していただきたい。

（４）危機管理のための教育・啓蒙活動の実施状況

危機に際して、学生や教職員が「するべきことが分からない」あるいは「するべきことができない」状態に陥らないように、「国立大学法人東北大学災害対策規程」第４条及び第５条第１号に規定する研修や訓練を通して危機管理能力を継続的に改善するように努めることが必要である。

このため、危機管理のための教育・啓蒙活動の実施状況を監査した。

その結果、監査を実施した全 24 部局のうち、14 部局において「国立大学法

人東北大学災害対策規程」第４条に規定する研修を何ら実施していなかった（中には、部局内の危機管理に係る規程において、上記の規定と同様な防災教育を実施する旨を定めているにも関わらず、実施していなかった部局もあった）ことから、実施について今後検討する必要がある。

また、ほとんどの部局において、概ね年に１回以上防災訓練を実施していたが、部局内の規程により原則として年１回以上防災訓練を実施することと定められていたにも関わらず概ね数年に１度しか実施していなかった部局も１部局あった。

さらに、**２．**のような重要事項があった。

（５）危機発生時のための具体的な対策の取組状況

危機が発生した際には、「国立大学法人東北大学災害対策規程」第７条の事業場災害対策支部を設置し、同規程第８条の業務要領に従って、被災した学生や教職員の安全の確保や応急処置を始めとして、被害状況の確認や二次災害の防止、事業の継続又は復旧、関係機関との連絡や地域社会との協力など様々な対応を行うことが求められる。

このため、これら危機対応に向けての具体的な取組状況を監査した。

その結果、大部分の部局では、災害発生時には危機対応に係る組織を設置し、危機管理に係るマニュアルに基づいて対応を行うこととしていた。

また、多くの部局において、「国立大学法人東北大学災害対策規程」第５条第２号の安全対策として、高圧ガス容器の転倒・転落防止対策や試薬等の飛散・流出防止対策、書棚等の転倒防止策などを実施しており、同条第５号の必要物資の調達対策として、水、食料、懐中電灯、電池等の備蓄を行っていたが、水や食料の備蓄を行っていない部局も多々あり、それらの部局では災害対応に係る組織の要員や帰宅困難者のために水や食料の備蓄について今後検討が必要である

さらに、次のような発見事項があった。

①　「火災避難マニュアル」と題する１枚もののマニュアルはあったが、火災発生時における通報・初期消火・避難等の行動に係るフローチャートと避難場所を図示したものであり、非常災害対策本部や防災隊の具体的な任務等を記載したものではなかったため、別途、より詳細な危機管理マニュアルを早急に策定する必要がある。

②　「国立大学法人東北大学災害対策規程」第５条第５号の規定による必要な物資の調達対策を実施せず、食料品や水などの備蓄を行っていなかった。

そのほかに、次のような重要事項があった。

２．重要事項

（１）防災訓練の実施について

「国立大学法人東北大学災害対策規程」第５条第１号には、事業場長は防災のための活動として防災訓練を実施するものと規定されている。

また、消防法第８条第１項により、本学では主として各部局の事務（部）長が指定されている防火管理者は、消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練を実施しなければならない。

しかしながら、或る部局では、このような防災訓練を実施していなかった。

この部局の「災害対策支部組織運営内規」によれば、当該部局の教職員は、災害発生時には災害対策支部を組織し、災害対応に従事することになっており、定期的な防災訓練によって各自の役割の理解に努めることが重要である。

今後は、上記の規程に従って、定期的に防災訓練を実施することが必要である。

（２）危機管理マニュアルの策定について

或る７部局においても、各々の部局内の規程等により、災害発生時には災害対応に係る組織が設置され、その被害を最小限にとどめるため、初期消火、避難誘導、負傷者救護、施設防御、物品搬出、警備、連絡通報等などの活動に従事することになっている。

この災害対応に係る組織や任務分担は、それらの規程等に定められているが、実際に災害が発生したときの職員の参集方法や、各々の任務の具体的な手順等については、これらの規定からだけでは分からない。

そのため、危機管理マニュアルを策定し、職員に対して災害予防や災害対応のための具体的な行動内容を明らかにしなければならないが、これらの部局では、まだ策定されていない状況であった。

また、「国立大学法人東北大学災害対策規程」第８条には、「事業場長は、当該事業場における災害予防及び災害応急対策のための業務要領を定め、職員等にこれを周知するものとする。」と規定されている。

よって、早急に危機管理マニュアルを策定する必要がある。

なお、危機管理マニュアルの策定に当たっては、工学研究科と情報科学研究科のマニュアルが特に優れているので参考としていただきたい。

（３）避難経路及び避難場所の指定について

「国立大学法人東北大学災害対策規程」第５条第４号には、「避難場所の整備その他の避難対策に関する」防災活動を行うことになっている。

ところが、或る４部局における避難経路及び避難場所の指定状況について監査したところ、避難経路及び避難場所のいずれも定めていないとのことであった。

これらの部局の利用者数や所属する学生や教職員の数を考えると、何らかの

災害が発生した際には相当数の学生や教職員等が当該部局の施設内にいるものと想定され、これらの学生・教職員等をいかに速やか且つ安全に避難させるかが極めて重要と考えられる。

従って、早急に避難場所を指定するとともに、災害発生時であっても安全を確保できる避難経路を調査・指定し、施設内に掲示したり、危機管理マニュアルに掲載するなどして、利用者や職員に周知する必要がある。

Ⅲ　改善要求等

１．重要事項に対する改善要求

重要事項については、該当する部局に対して、それぞれ該当する事項に関する改善提案を行うとともに、改善計画書の提出を要求する。

２．全学的な危機対応訓練の実施に係る要請

「国立大学法人東北大学災害対策規程」（以下、「災害対策規程」という。）第６条第１項では、「総長は、重大な災害が発生し、又は発生することが予想される場合は、本学に東北大学災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)を設置するものとする。この場合において、総長は、各事業場長(本部等に属する者を除く。次条において同じ。)に対し、次条に定める事業場災害対策支部の設置を指示するものとする。」と定められ、同条第３項では、災害対策本部の本部長は「次条に定める各事業場災害対策支部と連絡調整を行い、本学における災害対策業務を統括する。」と定められている。

また、同規程第７条第５項では、事業場災害対策支部の支部長は「前項の災害対策業務を遂行するに当たっては、必要に応じて他の事業場災害対策支部(当該事業場が事業場災害対策支部を設置していない場合にあっては、当該事業場)と密接に連携し、かつ、相互に協力するものとする。」と規定されている。

これらの規定によると、各事業場災害対策支部では、近い将来発生が確実視されている大地震などのように発生した災害の規模が非常に大きくて、各部局（事業場）単独では対応が困難となった場合には、災害対策本部長と連絡調整をしたり、他の事業場災害対策支部と連携・協力して、対応に当たることになるものと考えられる。

その一方で、各部局では、災害対策規程第５条第１号に規定されている防災訓練を概ね年１回以上実施しているが、それらの防災訓練の内容を見ると、通報・連絡訓練、避難訓練、初期消火訓練などが主となっており、いずれも各事業場災害対策支部単独で行う災害対応活動の訓練（訓練の実施が複数の事業場合同の事例はある）であり、災害対策本部との連絡調整や他の事業場災害対策支部との連携・協力の方法や手順等について訓練を行っている事例は無かった。

例えば、災害対策本部と事業場災害対策支部との連絡調整の場合であれば、それぞれの組織における連絡調整の窓口、情報伝達ルートと方法、意思決定までのプロセスなど実地に行ってみなければ、有効に機能するかどうか検証することが

できないことが多くあるものと考えられ、そのことは各事業場災害対策支部間の連携・協力においても同様である。

従って、災害対策本部と各事業場災害対策支部との連絡調整や連携・協力について、実際の災害を想定した訓練の実施の検討を総務部総務課に要請する。

３．全学的な危機対応システムの確立に係る要請

本学における全学的な危機対応システムは、「国立大学法人東北大学災害対策規程」（以下、「災害対策規程」という。）第６条第１項に基づいて総長が設置する「災害対策本部」を中心に、同規程第７条第１項に基づいて各部局（事業場）に設置される各々の「事業場災害対策支部」が密接に連携・協力して災害に対応することとされている。

この「事業場災害対策支部」は、各部局における危機対応の中心となる組織であると考えられるが、その具体的な内部組織等については、災害対策規程第７条第６項により「事業場災害対策支部の組織及び担当業務は、事業場長が別に定める。」と規定されている。

実際のところ、各部局における危機対応組織の状況を見てみると、組織の名称も「災害対策本部」、「災害対策支部」、「防災隊本部」、「自衛防災隊」、「自衛消防隊」のように部局によって様々であるし、それらの内部組織や担当業務についても、部局長の下に担当業務別のいくつかの班を配置する構成は各部局でほぼ共通しているものの、その業務の内容や分担方法、班の名称等は各部局毎に大きく異なり、ばらばらである。

危機の規模に応じて、本学における危機対応レベルも、①現場対応、②部局対応、③全学対応の３つのレベルに分けることができるものと考えられる。①現場対応は危機の規模が小さく各部局内の特定の部署だけで対応できるレベルであり、②部局対応は危機の規模が大きく部局全体で組織的に対応しなければならないレベルであり、③全学対応は近い将来発生が確実視されている大地震のように危機の規模が非常に大きく全学的に一体となって対応しなければならないレベルである。

本学では、これらのレベルのうち、③全学対応レベルの危機の場合には総長を本部長とする「災害対策本部」を中心に「事業場災害対策支部」が連携・協力して危機対応に当たらなければならないわけであるが、前述のように名称も内部組織や担当業務も部局毎に大きく異なる「事業場災害対策支部」が、果たして混乱無く連携して有効に機能するのかどうかは疑問である。

例えば、危機対応に当たる教職員が「災害対策本部」という呼称を使ったときに、それが災害対策規程の（総長が本部長の）「災害対策本部」のことなのか、あるいは、「事業場災害対策支部」の部局における呼称である「災害対策本部」のことなのか、現状では、その都度確認する必要がある。

また、何らかの危機対応活動を全学で連携して実施しようとした場合に、各部局の事業場災害対策支部毎に担当する内部組織の名称やその担当業務の範囲が

異なる状況では、そのような各部局間の相違に伴う調整に大きな労力と時間を奪われて、緊急性の高い活動であるにも関わらず速やかに実施できないなど危機対応活動に大きな支障が生じるおそれがある。

先の災害対策規程第７条第６項の規定は、各部局の個別事情を斟酌するとともに、各部局が自律的に危機対応を行うことを想定し、事業場災害対策支部の組織や担当業務の内容を各部局の判断に委ねたものと考えられるが、部局特有のリスクを個々に想定して対応することには限界があり、また、危機対応に当たっては、強力なリーダーシップの元にトップダウンで迅速に全学的な意思決定と活動が行える組織がむしろ必要と思料される。

従って、災害対策規程を見直し、全ての事業場災害対策支部の名称や組織及び担当業務を原則として共通化する（その結果、事業場災害対策支部について規定した各部局の関連規程や事業場災害対策支部の具体的な業務内容について掲載した危機管理マニュアルにおいても、使われている用語や主要な部分の内容が統一化されなければならなくなる。）とともに、各部局特有のリスクも含めてどのようなリスクに対しても対応できる一元的な全学危機対応システムを整える必要があり、そのための調査・検討を総務部総務課に要請する。

なお、このような一元的な危機対応システムを整備するに当たっては、既に京都大学の「学生部危機対応計画０６」や新潟大学の「危機管理計画」に導入されている Incident Command System（以下、「ICS」という。）の考え方が参考となるものと考える。ICS は、どのような原因で発生する危機でも対応できる危機対応システムとして、世界の危機対応の事実上の標準とみなされているものであり、また、新潟大学の「危機管理計画」は、平成 16 年の新潟県豪雨水害や新潟県中越地震、平成 17 年の新潟大停電、平成 17～18 年豪雪、平成 19 年 7 月の新潟県中越沖地震など多くの大災害等の経験に基づいて策定されたものである。

危機管理体制に関する内部監査調査票

〔部局名：　　〕

〔担当者：（所属）　　（氏名）　　〕

※担当者欄には、回答内容に関する監査室からの照会等に御対応いただける事務職員を記入して下さい。

【記入要領】

① 複数の選択肢の中から該当するものを選ぶときは、☐をクリックして☒となるようにしてください。（間違ったときは、もう一度クリックすると☐に戻ります。）

② 文や単語等を入力して回答するときは、‥‥‥をクリックして直接文字を入力してください。（文字数に制限はありません。）

【注】本調査票における「危機管理」、「リスク・マネジメント」、「防災（活動）」の意味

「リスク・マネジメント」と「危機管理」とは、次のように区別して用いられることが多くあります。

①「リスク・マネジメント」…災害や事故が発生する前に、災害や事故又はそれらによる損害の発生や拡大を予防するために実施する活動（ただし、「純粋リスク」のみを対象とし、「投機的リスク」を対象としない場合です。）

②「危機管理（クライシス・マネジメント）」…災害や事故が発生した後に、損害をできる限り減らすために実施する活動

しかし、この調査票では、「危機管理」、「リスク・マネジメント」、「防災（活動）」のいずれも上記①と②の両方を含んだ活動という同じ意味で用いますので、御注意ください。

1．危機管理の方針・計画

(1) 危機管理方針

【問 1】

貴部局の危機管理（防災、リスク・マネジメント）に関する方針を明らかにした文書はありますか？

《危機管理方針を記載することが考えられる文書の例》

将来計画、中期目標、危機（防災）管理規程、危機管理（防災）マニュアル

【注】「危機管理に関する方針」とは、危機管理のために実行される様々な活動の方向性を示すものであり、次のような内容を含むことを想定しています。

① 危機管理により目指そうとするもの（あるべき理想の姿）

② 危機管理に対する部局としての考え

③ 予想される危機に対して立ち向かう姿勢

☐ある

☐ない

〔危機管理〕

【問 1-1】

【問 1】で「ある」と回答した場合

その文書の名称を記載してください。

また、その文書のコピーを１部ご恵与ください。

〔文書名：　　〕

【問 1-2】

【問 1】で「ある」と回答した場合

危機管理方針は、どのような方法によって、教職員に周知していますか？（複数回答可）

☐掲載文書を配布（または電子メールで送信）した

☐掲載文書をホームページ上で公開している

☐会議（教授会等）に報告等を行った

☐その他〔周知方法を記載してください：　　〕

(2) 危機管理計画

【問 2】

貴部局の将来的な計画を策定した文書の中に、危機管理（防災、リスク･マネジメント）に関する計画が含まれている文書はありますか？

【注】「危機管理に関する計画」とは、「危機管理に関する方針」に基づいて実行する様々な活動について取りまとめた全体的な実行計画のことです。

☐ある

☐ない

【問 2-1】

【問 2】で「ある」と回答した場合

その文書の名称を記載してください。

また、その文書のコピーを１部ご恵与ください。

〔文書名：　　〕

２．危機管理体制

(1) 規程等の整備

【問 3】

貴部局では、危機管理（防災、リスク･マネジメント）体制に関する規程等が制定されていますか？

□はい

□いいえ

【問 3-1】

【問 3】で「はい」と回答した場合

その規程等の名称を記載してください。

また、その規程等のコピーを１部ご恵与ください。

〔規程等名：　　〕

(2) 責任者の設置

【問 4】

平時より貴部局における危機管理（防災、リスク･マネジメント）を統括する責任者を、設置していますか？

□はい

□いいえ

【問 4-1】

【問 4】で「はい」と回答した場合

その責任者の設置や権限等について定めた規程や文書等のコピーを１部ご恵与ください。

(3) 体制の整備

【問 5】

平時より、貴部局におけるリスクを総合的に検討し、危機管理（防災、リスク･マネジメント）を統括する組織（委員会等）がありますか？

□ある

□ない

〔危機管理〕

【問 5-1】

【問 5】で「ある」と回答した場合

その組織の設置やメンバー、検討対象事項等について定めた規程や文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 5-2】

【問 5】で「ある」と回答した場合

その組織の検討結果に基づいて、具体的な災害対策を実施した事例がありましたら、その事例の内容を簡潔に記載してください。

〔災害対策の実施事例：　　〕

【問 6】

貴部局において危機管理（防災、リスク･マネジメント）を所管し、日常の主たる業務としている部署がありますか？

□ある

□ない

【問 6-1】

【問 6】で「ある」と回答した場合

その部署の名称や業務の範囲等について定めた規程や文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 7】

貴部局では勤務時間外（夜間、休日等）の緊急連絡網を整備していますか？

□はい

□いいえ

【問 7-1】

【問 7】で「はい」と回答した場合

その緊急連絡網が記載されている文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 7-2】

【問 7】で「はい」と回答した場合

その緊急連絡網を実際に使った訓練を実施したことがありますか？

□はい

□いいえ

【問 8】

貴部局では危機発生の際にリーダーシップを発揮できる専門性を持った管理職等を育成するために、研修会等を開催したり、管理職等を研修会等に参加させたりしたことがありますか？

□はい

□いいえ

【問 8-1】

【問 8】で「はい」と回答した場合

その研修会等の目的や開催日時、時間割等が記載されている文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 9】

貴部局の教職員の中には、日本防災士機構による「防災士」の認定を受けている者が何人いますか？

□把握していない

□0 人

□1～9 人

□10 人以上

３．リスクの洗い出しと評価、事前予防策

(1) リスクの洗い出し

【問 10】

貴部局では、リスクを洗い出すための調査や自己点検等を実施していますか？

【注】この調査票において「リスク」とは、自然災害（地震や台風など）や事故（火事や爆発など）によって損害を受ける可能性のことです。

☐はい

☐いいえ

【問 10-1】

【問 10】で「はい」と回答した場合

その調査等の結果についてとりまとめた報告書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 10-2】

【問 10】で「はい」と回答した場合

その調査において保険会社やコンサルティング会社等を利用したことはありますか？

☐はい

☐いいえ

(2) リスクの評価

【問 11】

貴部局が直面しているリスクについて、発生の可能性（頻度）、被害の規模、教育・研究への影響の大きさ等の評価を実施したことがありますか？

【注】この調査票において「リスク」とは、自然災害（地震や台風など）や事故（火事や爆発など）によって損害を受ける可能性のことです。

☐はい

☐いいえ

【問 11-1】

【問 11】で「はい」と回答した場合

その評価の結果についてとりまとめた報告書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 11-2】

【問 11】で「はい」と回答した場合

その評価において保険会社やコンサルティング会社等を利用したことはありますか？

□はい

□いいえ

(3) リスクの事前予防策

【問 12】

下記のリスク事前予防策の中で、貴部局において実施しているものがありますか？

【注】この調査票において「リスク」とは、自然災害（地震や台風など）や事故（火事や爆発など）によって損害を受ける可能性のことです。

□リスクの高い業務について、リスクを低減したり、避けるために専門業者等にアウトソーシングした。

□リスクに対応するために、施設や設備の保全点検を新たに実施したり、緊急時の操作訓練等を行った。

□リスクに対応するために、組織を改革したり、業務プロセスを改善した。

□リスクに対応するために、新たに外部の保険会社と保険契約を結んだ。

【問 13】

貴部局では、危機管理や災害予防、リスク･マネジメントのための予算を毎年計上していますか？

□はい

□いいえ

【問 13-1】

【問 13】で「はい」と回答した場合

その予算について予算委員会等に提出された審議資料等のコピーを１部ご恵与ください。

４．危機管理の教育・啓蒙

【問 14】

貴部局では、教職員に対して危機管理（防災、リスク･マネジメント）の重要性や知識等を啓蒙するための講習会等を開催していますか？

□はい

□いいえ

【問 14-1】

【問 14】で「はい」と回答した場合

その講習会等の目的や開催日時、時間割等が記載されている文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 15】

貴部局では、学生に対して防災教育等を実施していますか？

□はい

□いいえ

□該当なし

【問 15-1】

【問 15】で「はい」と回答した場合

その防災教育等の実施内容等が記載されている文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 16】

貴部局の学生便覧には、防災に関する記述がありますか？

□はい

□いいえ

□該当なし

【問 16-1】

【問 16】で「はい」と回答した場合

その防災に関する記述のある学生便覧の該当ページ部分のコピーを１部ご恵与ください。

５．具体的対策

(1) 危機管理マニュアルの策定

【問 17】

貴部局では、危機管理マニュアルを策定していますか？

【注】「危機管理マニュアル」とは、災害や事故等が発生した緊急時における対応手順を記載したマニュアルで、「災害対策マニュアル」、「防災マニュアル」、「安全対策マニュアル」などその名称は問いません。

□はい

□いいえ

【問 17-1】

【問 17】で「はい」と回答した場合

その危機管理マニュアルを１部ご恵与ください。

【問 18】

貴部局では、災害発生時における行動基準や連絡先等について記載した携行用のカード等を作成し、教職員や学生に常時携行させていますか？

□はい

□いいえ

【問 18-1】

【問 18】で「はい」と回答した場合

その携行用のカードを１部ご恵与ください。

【問 19】

貴部局では、県や市町村が作成したハザード・マップを利用して、より詳細なハザード・マップを独自に作成していますか？

□はい

□いいえ

【問 19-1】

【問 19】で「はい」と回答した場合

そのハザード・マップのコピーを１部ご恵与ください。

〔危機管理〕

【問 20】

貴部局では、災害発生時における避難経路と避難場所が定められていますか？

□はい

□いいえ

【問 20-1】

【問 20】で「はい」と回答した場合

その避難経路と避難場所を教職員や学生に周知するための文書等のコピーを１部ご恵与ください。

（ただし、【問 17-1】の危機管理マニュアルが、この文書等に該当する場合には不要です。）

【問 20-2】

【問 20】で「はい」と回答した場合

その避難経路と避難場所について、定期的に安全確認をしていますか？

□はい

□いいえ

【問 20-2-2】

【問 20-2】で「はい」と回答した場合

その避難経路と避難場所を安全確認した結果についてまとめた報告書等のコピーを１部ご恵与ください。

(2) 危機発生時の対応組織

【問 21】

貴部局では、災害発生時において災害対策本部等が設置されることが定められていますか？

【注】「災害対策本部等」とは、災害や事故等が発生した緊急時における対応の中心となる組織で、「危機管理本部」、「危機管理委員会」などその名称は問いません。

□はい

□いいえ

【問 21-1】

【問 21】で「はい」と回答した場合

その災害対策本部等の設置や指揮命令系統、活動内容等を定めた規程や文書等のコピーを１部ご恵与ください。

（ただし、【問 17-1】の危機管理マニュアルが、この規程や文書等に該当する場合には不要です。）

【問 21-2】

【問 21】で「はい」と回答した場合

災害発生時に、災害対策本部等の責任者に連絡や報告を行うための様式が定められていますか？

□はい

□いいえ

【問 21-2-1】

【問 21-2】で「はい」と回答した場合

その用紙の様式のコピーを１部ご恵与ください。

（ただし、【問 17-1】の危機管理マニュアルの中に、この用紙の様式が掲載されている場合には不要です。）

【問 21-3】

【問 21】で「はい」と回答した場合

その災害対策本部を設置することを想定している建物は、どこですか？

〔建物の名称：　　〕

【問 21-3-1】

【問 21-3】の建物に関する耐震診断や耐震補強の状況は、次に掲げるどの状況ですか？（複数回答可）

□新しい建物のため、耐震診断も耐震補強も必要が無い

□耐震診断を実施した

□耐震診断の実施を計画中である〔実施予定年度：　　〕

□耐震診断を実施する必要があるが、実施時期は未定である

□耐震補強を実施した

□耐震補強の実施を計画中である〔実施予定年度：　　〕

□耐震補強を実施する必要があるが、実施時期は未定である

(3) 施設・設備等の防災対策

【問 22】

貴部局の全部の建物のうち、本調査の時点で耐震診断が完了しているのは、どの程度の割合ですか？

- □概ね 100%
- □概ね 70～90%
- □概ね 40～60%
- □概ね 30%以下

【問 23】

貴部局において耐震補強が必要な全ての建物のうち、本調査の時点で耐震補強が完了しているのは、どの程度の割合ですか？

- □概ね 100%（又は、そもそも耐震補強が必要な建物はない）
- □概ね 70～90%
- □概ね 40～60%
- □概ね 30%以下

【問 24】

次に掲げる施設や設備等に関する防災対策のうち、貴部局において実施しているものはありますか？（複数回答可）

- □建物の防火対策（不燃化等）
- □建物の風水害対策（台風・崖崩れ・洪水・津波・高潮等への対策）
- □高圧ガス容器の転倒・転落防止対策
- □試薬等の飛散・流出等の防止対策
- □重油等の燃料に係る流出等の防止対策
- □実験機器や書棚・キャビネット等の転倒防止策
- □防災設備等の定期的な安全点検

【問 25】

次に掲げる物資のうち、貴部局において災害対策用に備蓄しているものはありますか？（複数回答可）

- □水
- □食料
- □調理用器具
- □ろうそく
- □懐中電灯
- □電池
- □ストーブ
- □灯油
- □簡易トイレ
- □衛生用品

【問 25-1】

【問 25】で備蓄物資がある場合

備蓄物資の保管場所はどこですか？

〔保管場所：　　〕

【問 25-2】

【問 25】で備蓄物資がある場合

備蓄物資の点検は、どのくらいの頻度で行っていますか？

- □概ね年２回以上
- □概ね年１回
- □概ね２～３年に１回
- □概ね数年に１回
- □実施していない

〔危機管理〕

(4)学生等の安全確保

【問 26】

貴部局では、台風の接近など災害発生の危険がある場合や地震などの災害が発生した場合に、臨時休講や学期末試験延期等の措置を実施するための決定手続や判断基準等が明確に定められていますか？

□はい

□いいえ

□該当なし

【問 26-1】

【問 26】で「はい」と回答した場合

その決定手続や判断基準等を定めた文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 27】

貴部局では、入試直前に大規模災害が発生した場合に入試実施の可否の判断をするための基準や手続、被災により欠席した学生を救済するための措置等を明確に定めていますか？

□はい

□いいえ

□該当なし

【問 27-1】

【問 27】で「はい」と回答した場合

その基準や手続、救済措置等を定めた文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 28】

貴部局では、入試の実施手引の中に、試験時間中に災害が発生した場合の対応手順等を掲載していますか？

【注】「入試の実施手引」とは、入試の監督者や事務担当者用に入試当日の日程や担当業務内容等を周知するために各部局において作成している資料のことです。

□はい

□いいえ

□該当なし

【問 28-1】

【問 28】で「はい」と回答した場合

その実施手引のコピーを１部ご恵与ください。

(5) 防災訓練

【問 29】

貴部局では、定期的に防災訓練を実施していますか？

□はい

□いいえ

【問 29-1】

【問 29】で「はい」と回答した場合

その防災訓練は、どれくらいの頻度で実施していますか？

□概ね年２回以上

□概ね年１回

□概ね２～３年に１回

□概ね数年に１回

【問 29-2】

【問 29】で「はい」と回答した場合

直近の防災訓練の実施年月日は、いつですか？

〔実施年月日：　　〕

【問 29-2-1】

【問 29-2】の防災訓練の実施要項のコピーを１部ご恵与ください。

〔危機管理〕

【問 29-3】

【問 29】で「はい」と回答した場合

その防災訓練の実施報告（記録）書を作成していますか？

□はい

□いいえ

【問 29-3-1】

【問 29-2】で「はい」と回答した場合

直近の防災訓練の実施報告（記録）書のコピーを１部ご恵与ください。

【問 30】

貴部局では、教職員に対して止血、人工呼吸、心肺蘇生技術の講習会を実施していますか？

□はい

□いいえ

【問 31】

貴部局では、教職員に対して家庭における防災対策の支援等を実施していますか？

□はい

□いいえ

(6)帰宅者・帰宅困難者対策

【問 32】

貴部局では、勤務時間中に大規模災害が発生した場合に、教職員の家族の安否を確認し、その安否情報を教職員に提供することを想定して家族の連絡先のリスト等を準備していますか？

□はい

□いいえ

【問 33】

貴部局では、大規模災害が発生した直後に帰宅しようとする教職員に対して、水・食料、ラジオなどを提供することを想定して物資等の備蓄を行っていますか？

□はい

□いいえ

【問 34】

貴部局において、災害の発生により帰宅困難となった教職員の睡眠や休息のために、次に掲げる物資等のうち、備蓄を行っているものがありますか？

□毛布

□ビニルシート

□テント

(7) 復旧対策

【問 35】

貴部局では、災害によって教育研究活動が停止した場合に、優先的に再開すべき重要な活動を選定し、それぞれの活動を再開するまでの目標時間（日数等）を定めていますか？

□はい

□いいえ

【問 35-1】

【問 35】で「はい」と回答した場合

その再開目標時間等について定めた文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 36】

貴部局では、災害によって事務所等が大きな被害を受けた場合に、仮事務所等を設置する候補地（代替の建物等）を選定していますか？

□はい

□いいえ

〔危機管理〕

【問 37】

貴部局では、災害発生時における建物や電気設備等の安全点検等の手順を定めていますか？

□はい

□いいえ

【問 37-1】

【問 37】で「はい」と回答した場合

その手順について定めた文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 38】

貴部局では、重要な書類（電子データを含む）について、耐火金庫に保管したり、同時に被災するおそれのない離れた場所に写しを保管していますか？

□はい

□いいえ

(8) 損害保険

【問 39】

貴部局では、国立大学協会の「国立大学法人総合損害保険」への本学の加入内容が記載された文書（本部事務機構からの通知や連絡等）を保管していますか？

□はい

□いいえ

【問 40】

貴部局が、部局独自で加入している損害保険がありましたら、その保険の名称を記載してください。

〔保険の名称：　　〕

【問 41】

貴部局が、部局独自で学生に加入を義務付けたり、加入を薦めている保険がありましたら、その保険の名称を記載してください。

〔保険の名称：　　〕

□該当なし

(9) 地域社会等との協力体制

【問 42】

貴部局では、災害発生時に学内外からボランティアを受け入れる体制を整備していますか？

□はい

□いいえ

【問 42-1】

【問 42】で「はい」と回答した場合

その受け入れ体制等について定めた文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 43】

貴部局では、災害発生時に大学構内へ近隣の避難住民等を受け入れる体制を整備していますか？

□はい

□いいえ

【問 43-1】

【問 43】で「はい」と回答した場合

その受け入れ体制等について定めた文書等のコピーを１部ご恵与ください。

【問 44】

貴部局において、災害発生時に備えて他大学、自治体、地元企業等と防災協定等を締結していますか？

□はい

□いいえ

【問 44-1】

【問 44】で「はい」と回答した場合

その協定等の相手方の名前を記載してください。

〔相手方の名前：　　〕

〔危機管理〕

(10) 災害や事故等の記録

【問 45】

貴部局では、過去の災害や事故等についての記録を整理・保管していますか？

□はい

□いいえ

【問 45-1】

【問 45】で「はい」と回答した場合

その記録を綴っている文書ファイルの名称と保管期限を記載してください。

〔文書ファイルの名称：　　〕

〔保管期限：　　〕

(11) 学生の事故対応

【問 46】

貴部局所属の学生が課外活動中の事故により負傷等した場合、貴部局の対応窓口はどこの部署ですか？

〔対応窓口部署の名称：　　〕

□該当なし

【問 47】

貴部局所属の学生が海外留学中に事故や犯罪の被害に遭った場合、貴部局の対応窓口はどこの部署ですか？

〔対応窓口部署の名称：　　〕

□該当なし